

第7回 定時株主総会 招集ご通知

日時 2020年7月29日(水) 午前10時30分

場所 渋谷ソラスト 4階

渋谷ソラスト コンファレンス 4D

議案 取締役2名選任の件

Creation
Of
New
Value
And
New
Opportunities



株式会社コンヴァノ

証券コード：6574



代表取締役社長・CEO
壺井 成仁

株主・投資家の皆さまにおかれましては、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。また、コロナ禍の影響を受けられた方々には、心よりお見舞い申し上げます。

この度は、2020年3月期の決算発表と本定時株主総会が当初の予定日より遅延いたしましたことを、お詫び申し上げます。

2020年3月期の主な取り組みとして、静岡県初出店となる「ファストネイル 静岡パルシェ店」や、千葉県で2店舗目となります「ファストネイル ペリエ千葉店」など、4店舗を新規出店いたしました。

また、育成サロンの開設など採用・教育活動の強化や、10月に実施した価格改定などにより業績は順調に推移しておりました。

しかしながら、本来は繁忙月である3月に、コロナ禍の拡大により営業時間の短縮、商業施設に出店する一部店舗における臨時休業を余儀なくされました。

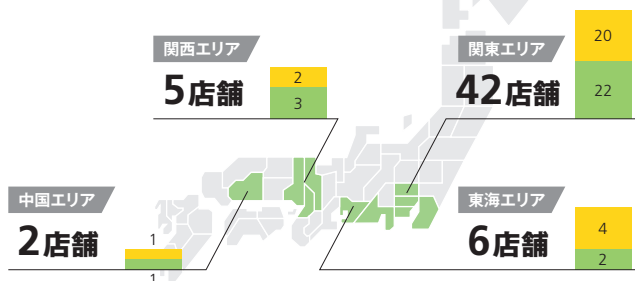
これらの結果、連結業績における売上収益は24億1千4百万円（前期比約7%の増加）、当初予想には届きませんでしたが、当期利益は1億1千3百万円（同、約27%の増加）となり、増収増益を維持することができました。

今期に入り、4月の緊急事態宣言発出により全店舗を臨時休業するに至りましたが、その解除に伴い、現在は全店舗にて感染防止策を実施した上で営業を再開しております。

今後は、お客様と従業員の安全を担保しつつ一日も早く従前の業績水準に回復させ、株主・投資家の皆さまのご期待に沿えるよう努力してまいりますので、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

店舗ネットワーク 55店舗 (2020年3月末現在)

■商業施設型 ■テナントビル型



商業施設型

- 高い視認性・オープンな店づくり
- ブランド認知度向上に貢献
- WEBに頼らない店前集客
- 商業施設の販促イベントも活用



テナントビル型

- 通いやすい駅近テナントビル
- 低賃料の空中階に展開
- 営業時間は需要にマッチした設定
- WEBによる集客



第7回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社では新型コロナウイルス感染症の影響により定時株主総会の開催を延期しておりましたが、当社第7回定時株主総会を下記のとおり開催することとなりましたので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、当日のご来場は控えていただきますようお願い申し上げます。当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛、否のいずれかをご表示いただき、2020年7月28日（火曜日）午後6時までには到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2020年7月29日（水曜日）午前10時30分 開催日が前回定時株主総会の日（2019年6月28日）に相当する日と離れていますのは、新型コロナウイルス感染症の影響により、決算関連の手续に遅れが生じ、決算の確定に時間を要したためであります。
2 場 所	東京都渋谷区道玄坂1-21-1 渋谷ソラスタ 4階 渋谷ソラスタ コンファレンス 4D (末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3 会議の目的事項	報告事項 第7期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類、計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 決議事項 議案 取締役2名選任の件

以 上

- 本定時株主総会招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております。
 - ① 連結計算書類の「連結注記表」
 - ② 計算書類の「個別注記表」
 なお、これらの事項は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類に含まれております。
- なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト (<http://www.convano.com/>)

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の2つの方法により行使いただくことができます。

書面（郵送）で議決権を行使される場合

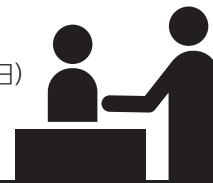
同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を
ご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。
(下記の行使期限までに到着するよう
ご返送ください)



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出
ください。

日時
2020年7月29日（水曜日）
午前10時30分



行使期限

2020年7月28日（火曜日）午後6時到着分まで

議決権行使書のご記入方法

議決権行使書 株式会社コンヴァノ 御中  ○年○月○日 	議決権の数 → <u>株</u>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 30%; height: 40px;"></td> <td colspan="2" style="height: 20px;"></td> </tr> <tr> <td style="width: 30%; height: 20px;"></td> <td style="width: 40%; height: 20px;"></td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>								

1. 

2. 

3. 

4. 



株式会社コンヴァノ

※議決権行使書はイメージです。

議案について

全員賛成の場合 → **賛**に○印

全員反対の場合 → **否** に○印

一部候補者に反対の場合 → 賛 に○印をし、反対する候補者番号を下の空欄に記入

議案

取締役2名選任の件

取締役久保雅継氏は、本総会終結の時をもって辞任により退任されます。

つきましては、当社のコーポレートガバナンスの一層の強化を図るため、取締役1名を増員することとし、取締役2名の選任をお願いするものであります。

なお、新たに選任された取締役の任期は、当社の定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位
1	みずたに けんさく 水谷 謙作	— 新任
2	いとう あきこ 伊藤 章子	— 新任 社外 独立

候補者番号

1



みずたに けんさく
水谷 謙作

新任

生年月日

1974年3月8日

所有する当社の株式数

—

略歴、地位及び担当

1998年 4 月 三菱商事株式会社 入社
2005年 2 月 モルガン・スタンレー証券会社 入社
2006年 1 月 GCA株式会社 入社
2007年 12月 インテグラル株式会社 取締役パートナー（現任）
2012年 1 月 インテグラル・パートナーズ株式会社 取締役（現任）
2013年 9 月 株式会社TBI（現 株式会社TBIホールディングス） 社外取締役（現任）
2014年 12月 キュービーネット株式会社（現 キュービーネットホールディングス株式会社） 取締役
2016年 3 月 当社 取締役
2016年 6 月 信和株式会社 社外取締役
2017年 6 月 ホリイフードサービス株式会社 代表取締役会長（現任）
2017年 10月 株式会社カスタマリレーションテレマーケティング（現 株式会社ダイレクトマーケティングミックス） 社外取締役（現任）
2018年 9 月 株式会社ビッグツリーテクノロジー&コンサルティング 社外取締役（現任）
2019年 10月 日東エフシー株式会社 社外取締役（現任）
2020年 3 月 株式会社T-Garden 社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

インテグラル株式会社 取締役パートナー、インテグラル・パートナーズ株式会社 取締役、株式会社TBIホールディングス 社外取締役、ホリイフードサービス株式会社 代表取締役会長、株式会社ダイレクトマーケティングミックス 社外取締役

取締役候補者の選任理由

水谷謙作氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有していることに加え、過去に当社の取締役を務め、当社グループが営む事業に精通していることから、当社グループの経営に対して適切な監督を行い、企業価値の向上に寄与していただけると考え、取締役候補者といたしました。

候補者番号

2



いとう あきこ
伊藤 章子

新任 **社外** **独立**

生年月日

1979年12月9日

所有する当社の株式数

—

略歴、地位及び担当

2004年 12月 新日本監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人） 入所
2008年 7 月 公認会計士登録
2014年 10月 クリフィックス税理士法人入所
2014年 12月 税理士登録
2015年 6 月 ペットゴー株式会社 社外監査役
2017年 10月 伊藤章子公認会計士事務所代表（現任）
2018年 3 月 株式会社すくらネット 社外監査役
2019年 4 月 ピクシーダストテクノロジーズ株式会社 社外監査役（現任）
2019年 6 月 ペットゴー株式会社 社外取締役監査等委員（現任）
2019年 9 月 株式会社アイスタイル 社外監査役（現任）

重要な兼職の状況

伊藤章子公認会計士事務所代表、ピクシーダストテクノロジーズ株式会社 社外監査役、ペットゴー株式会社 社外取締役監査等委員、株式会社アイスタイル 社外監査役

社外取締役候補者の選任理由

伊藤章子氏は、公認会計士及び税理士としての専門的な知識と見識を有しており、また女性の視点・観点からも、当社グループの経営に対して有用なご意見をいただけると考え、社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は社外役員になること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 水谷謙作氏の兼職先であるインテグラル株式会社は当社の主要な株主ですが、同社と当社との間の取引はありません。
3. 伊藤章子氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
4. 当社は、伊藤章子氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者として同取引所に届け出ており、本総会において同氏の選任が承認された場合、同氏を独立役員として指定する予定であります。
5. 本総会において水谷謙作氏、伊藤章子氏が取締役に選任された場合には、当社は両氏と、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める最低責任限度額に限定する契約を締結する予定であります。

以 上

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、緩やかな回復基調で推移しましたが、米中貿易摩擦などの海外経済の不確実性の懸念に加え、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大による景気の下振れが避けられない状況であります。

当社グループの属するネイル業界は、市場動向は堅調に推移しておりますが、採用難及び雇用維持に伴う人件費の上昇に加え、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、非常に厳しい経営環境となっております。

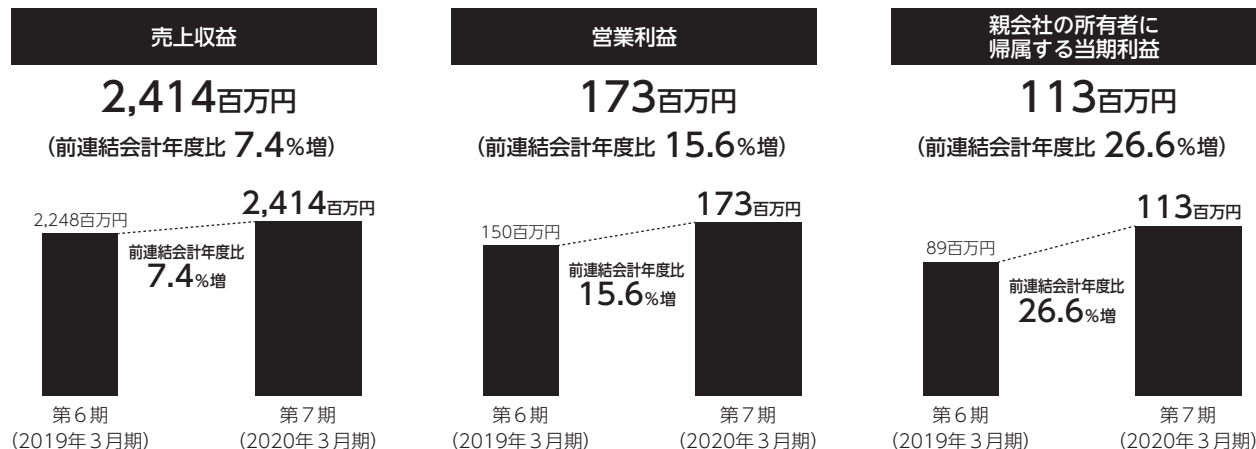
このような環境の中、当社グループでは、チェーン展開するネイルサロン「ファストネイル」の強みである、高いリピーター比率と効率的なオペレーションによる安定収益基盤のさらなる強化を図るため、①「**出店戦略を見直し、既存店の強化と厳選した出店展開による『質』重視の経営**」②「**新たな出店を支えるための人材採用・育成スキームの確立**」を推進しました。

出店戦略では、集客力の高い店舗へリソースを集中する一方で、静岡県初出店となる「ファストネイル静岡パルシェ店」など4店舗を新規出店しました。人材採用・育成では、ネイリスト求人への応募数が増加し、より多くの採用人数に対応できる環境を整備するため、東京都台東区に研修施設を増設するとともに、一定レベルの技術を習得した研修生が低価格で施術を行うネイリスト育成サロン「NAIL FLAPS (ネイルフラップス)」を新設しました。

また、従業員及び将来へのさらなる投資を可能にし、より多くのお客様にご支持いただけるファストネイル体験を提供するため、10月よりジェルネイルなどのサービス価格を改定しました。

連結業績につきましては、売上収益は、夏期に相次いで到来した台風や、新型コロナウイルスの感染拡大により営業時間短縮及び臨時休業を余儀なくされたものの、前連結会計年度に新規出店した「ファストネイル」6店舗の伸長により前連結会計年度比で増収となりました。営業利益は、ネイリストの人数の増加、研修施設の増設及び育成サロンの新設などによるコストの増加を増収で吸収したため前連結会計年度比で増益となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上収益は2,414百万円（前連結会計年度比7.4%増）、営業利益は173百万円（同15.6%増）、親会社の所有者に帰属する当期利益は113百万円（同26.6%増）となりました。



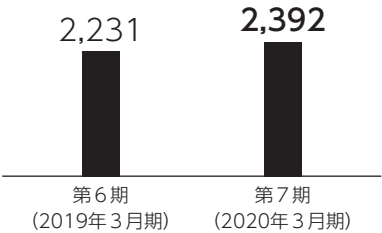
セグメント別の業績は次のとおりであります。

ネイル事業	<主な事業内容> ネイルサロンの運営

売上収益

(単位：百万円)

(店舗数)

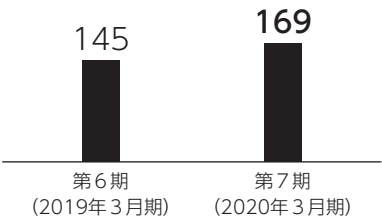


ブランド名	地域	2019年 3月31日	新規出店	統合・閉店	2020年 3月31日
ファストネイル	関東エリア	36 (1)	1	△1	36 (1)
	東海エリア	4	2	－	6
	関西エリア	5	－	－	5
	中国エリア	2	－	－	2
	計	47 (1)	3	△1	49 (1)
ファストネイル・プラス	関東エリア	4	－	△1	3
ファストネイル・ロコ	関東エリア	2	1	－	3
合 計		53 (1)	4	△2	55 (1)

(注) () 内はフランチャイズ店舗であり内数であります。

セグメント利益

(単位：百万円)



(新規出店・統合・移転・閉店)

年	月	内容
2019	4	ファストネイルプラス池袋店（東京都豊島区）を閉店
		ファストネイル渋谷店（東京都渋谷区）を増席などリニューアルし、ファストネイル渋谷道玄坂店を統合
		ファストネイル吉祥寺店（東京都武蔵野市）を移転し、駅商業施設内にファストネイルキラリナ京王吉祥寺店としてオープン
	11	ファストネイル静岡パルシェ店（静岡県静岡市葵区）を新規出店
2020	12	ファストネイル名古屋伏見駅店（愛知県名古屋市中区）を新規出店
	1	ファストネイルロコ国立店（東京都国立市）を新規出店
	3	ファストネイルペリエ千葉店（千葉県千葉市中央区）を新規出店

(業績)

売上収益は2,392百万円（前連結会計年度比7.2%増）、セグメント利益は169百万円（同16.4%増）となりました。

メディア事業

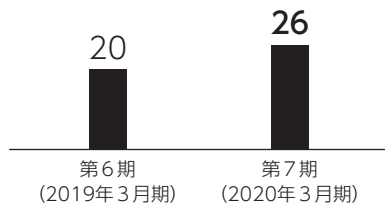
<主な事業内容>

ビジョン広告

売上収益

(単位：百万円)

(業績)

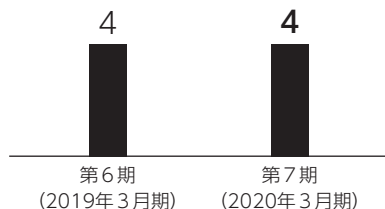


ネイルサロン内のデジタルサイネージ（モニター）への広告放映や手渡しサンプリング等のサービスでは、「ファストネイル」の枠を超えて同業他社の店舗をネットワーク化したことで多くの受注を獲得しました。

この結果、売上収益は26百万円（前連結会計年度比32.1%増）、セグメント利益は4百万円（同11.4%減）となりました。

セグメント利益

(単位：百万円)



(2) 設備投資の状況

当連結会計年度は、「ファストネイル」の新規出店に伴う店舗の内装工事など、総額43百万円の設備投資を行いました。

(3) 資金調達の状況

当社は、借入条件の変更及び財務体質の強化を図るため、2019年9月30日付で長期借入金の借換（リファイナンス）を実施し、2016年3月28日付で株式会社みずほ銀行と締結した金銭消費貸借契約に基づく借入金（残高375百万円）の期限前弁済を行いました。

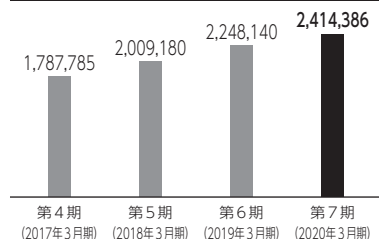
当社は、不測の事態に備えるとともに、今後のさらなる事業拡大に向けて十分な流動性を確保し、機動的かつ効率的な資金調達を可能とするため、取引銀行7行との間で貸越極度額合計550百万円の当座貸越契約を締結しております。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う運転資金の確保のため、当連結会計年度末において当該契約に基づく借入を250百万円実行しております。

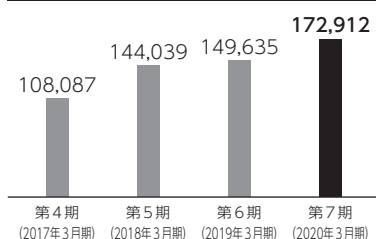
(4) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

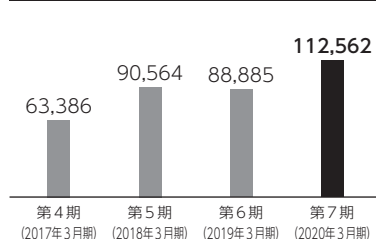
売上収益 (単位：千円)



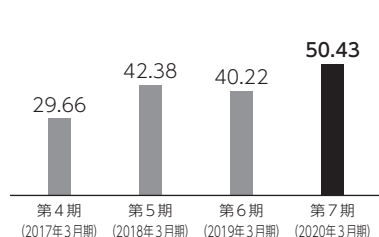
営業利益 (単位：千円)



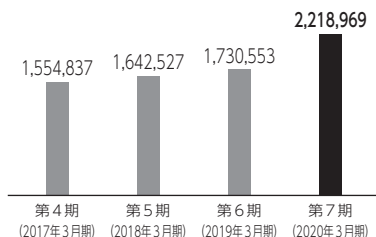
親会社の所有者に帰属する当期利益 (単位：千円)



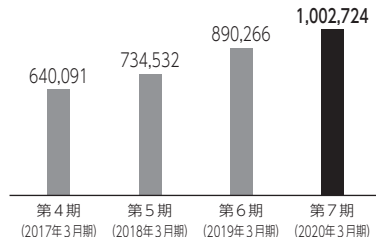
基本的1株当たり当期利益 (単位：円)



資産合計 (単位：千円)



資本合計 (単位：千円)

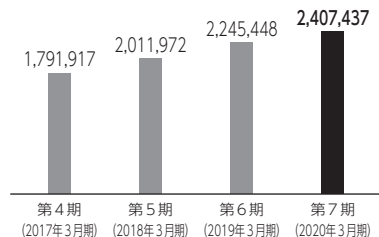


		第4期 (2017年3月期)	第5期 (2018年3月期)	第6期 (2019年3月期)	第7期 (2020年3月期) (当連結会計年度)
売上収益	(千円)	1,787,785	2,009,180	2,248,140	2,414,386
営業利益	(千円)	108,087	144,039	149,635	172,912
親会社の所有者に帰属する 当期利益	(千円)	63,386	90,564	88,885	112,562
基本的1株当たり当期利益	(円)	29.66	42.38	40.22	50.43
資産合計	(千円)	1,554,837	1,642,527	1,730,553	2,218,969
資本合計	(千円)	640,091	734,532	890,266	1,002,724

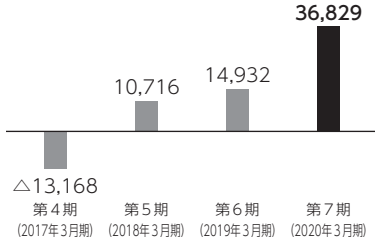
- (注) 1. 当社は、第5期より、国際会計基準（I F R S）に準拠して連結計算書類を作成しております。
2. 第4期については、国際会計基準（I F R S）に準拠した連結財務諸表の数値を参考までに記載しております。
3. 当社は、2018年1月4日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っておりますが、第4期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、基本的1株当たり当期利益を算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

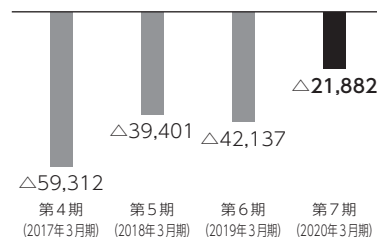
売上高 (単位：千円)



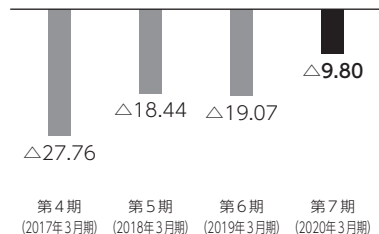
経常利益又は経常損失 (△) (単位：千円)



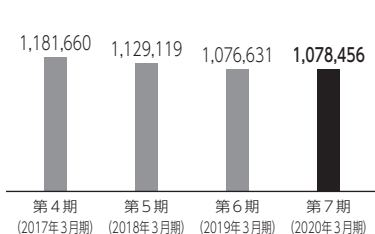
当期純損失 (△) (単位：千円)



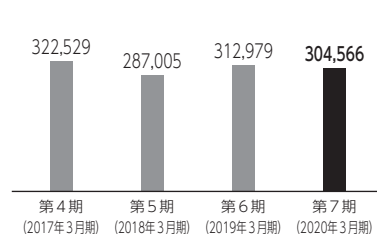
1株当たり当期純損失 (△) (単位：円)



総資産 (単位：千円)



純資産 (単位：千円)



		第4期 (2017年3月期)	第5期 (2018年3月期)	第6期 (2019年3月期)	第7期 (2020年3月期) (当事業年度)
売上高	(千円)	1,791,917	2,011,972	2,245,448	2,407,437
経常利益又は経常損失 (△)	(千円)	△13,168	10,716	14,932	36,829
当期純損失 (△)	(千円)	△59,312	△39,401	△42,137	△21,882
1株当たり当期純損失 (△)	(円)	△27.76	△18.44	△19.07	△9.80
総資産	(千円)	1,181,660	1,129,119	1,076,631	1,078,456
純資産	(千円)	322,529	287,005	312,979	304,566

(注) 当社は、2018年1月4日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っておりますが、第4期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純損失 (△) を算出しております。

(5) 対処すべき課題

① 人材の採用・育成及び働き方改革のさらなる推進

当社のビジネスの成長において最も大切な経営資源は「優秀な人材」であり、従業員の採用・育成・定着が要であると認識しております。当社としましては、継続的な採用活動と新人教育プログラムをブラッシュアップし、より生産性の高い人材を店舗へ輩出するよう取り組んでまいります。また、今後さらに優秀な人材が長期で働けるよう、育児や介護等の時に柔軟な働き方が選択可能な制度の設計や、福利厚生 of のさらなる充実などに取り組み、より働きやすい環境の実現に向け、働き方改革を推進してまいります。

② デジタル戦略による『新しい価値の <再>創造』

当社サロン「ファストネイル」と競合他社との大きな相違点として、自社オリジナルの予約システム「FASTNAIL TOWN」があげられます。今後、ネイル業界においてデジタル時代をリードすべく、当社サロン「ファストネイル」でのデジタル技術のさらなる活用により、店舗運営システムの改善や効率化を通じて、お客様へのサービス向上を目指します。さらに、デジタル戦略を店舗運営・本部にも活かし、従業員の生産性を高め、今後の店舗展開を踏まえたビジネス基盤の強化を目指します。

③ 変革と成長を支える経営基盤の強化

当社グループを取り巻く経営環境は、デジタル技術の進化や消費ニーズの多様化、新型コロナウイルス感染症の影響など大きな変化に直面しており、企業リスクへの迅速な対応が強く求められていると認識しております。このような環境変化を踏まえ、当社グループは企業価値をさらに高め、株主の皆様をはじめとするステークホルダーに信用され、支持される企業となるために、コーポレート・ガバナンスへの積極的な取り組みが不可欠であると考えております。そのため、さらなる事業規模の拡大の基盤となる経営管理組織を拡充していくため、今後においても意思決定の明確化、組織体制の最適化、内部監査体制の充実に加えて、監査役及び会計監査人による監査との連携を強化し、また、加えて全従業員に対しても継続的な啓蒙、教育活動を行っていく方針であります。

【新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響】

当社グループは、新型コロナウイルス感染症拡大を防止するため、2020年4月8日から店舗の臨時休業を行い、お客様と従業員の安全と健康を第一に感染予防対策を講じた上で5月18日より順次営業を再開し、6月以降は全店舗で営業を再開しておりますが、4月及び5月の業績が例年に比べ著しく悪化しております。

新型コロナウイルス感染症が完全に収束するにはかなりの期間を要するものと想定しており、今後も随時必要な感染防止策を検討・実施し、資金の確保なども含めて、状況の変化に柔軟に対応できるよう進めてまいります。

(6) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

区分	主な事業内容
ネイル事業	ネイルサロンの運営
メディア事業	ビジョン広告

(7) 主要な営業所 (2020年3月31日現在)

名称	所在地
本社	東京都渋谷区
店舗	関東エリア 41 (注) 東海エリア 6 関西エリア 5 中国エリア 2

(注) フランチャイズ店舗を除いて記載しております。

(8) 使用人の状況 (2020年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
ネイル事業	340名 (20)	53名増 (1名減)
メディア事業	3名	－
合 計	343名 (20)	53名増 (1名減)

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は、1日8時間換算による年間平均人数を()内に外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
340名 (20)	53名増 (1名減)	26.9才	2年11ヶ月

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は、1日8時間換算による年間平均人数を()内に外数で記載しております。
2. 平均勤続年数は、当社が吸収合併した会社での勤続年数を通算しております。
3. 使用人数が53名増加した要因は、既存店の強化及び新たな出店を支えるため、積極的に採用活動を実施したことによるものであります。

(9) 主要な借入先 (2020年3月31日現在)

借入先	借入残高
株式会社みずほ銀行	260,000千円
株式会社りそな銀行	50,000千円
三井住友信託銀行株式会社	30,000千円
株式会社横浜銀行	30,000千円
株式会社千葉銀行	30,000千円
株式会社広島銀行	30,000千円
株式会社武蔵野銀行	30,000千円

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

記載すべき事項はありません。

② 子会社の状況

会社名	出資比率	主な事業内容
株式会社femedia	100.0%	ビジョン広告

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

記載すべき事項はありません。

2 株式に関する事項（議決権基準日2020年6月18日現在）

- (1) 発行可能株式総数 8,547,240株
- (2) 発行済株式の総数 2,243,510株（自己株式45株を含む）
- (3) 株主数 1,458名
- (4) 大株主

株主名	当社への出資状況	
	持株数（株）	持株比率（％）
インテグラル2号投資事業有限責任組合	869,020	38.74
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	193,600	8.63
インテグラル株式会社	122,090	5.44
吉弘 和正	111,400	4.97
株式会社SBI証券	85,800	3.82
INTEGRAL FUND II（A）L.P.	79,700	3.55
丸山 雅司	27,300	1.22
楽天証券株式会社	24,600	1.10
MSIP CLIENT SECURITIES	20,800	0.93
犬飼 直樹	17,600	0.78

- (注) 1. 持株比率は、自己株式（45株）を控除して計算し、小数点以下第3位を四捨五入しております。
2. 2020年1月10日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、フィデリティ投信株式会社が2019年12月31日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2020年6月18日現在における実質所有株式数の確認ができまないので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	保有株券等の数（株）	株券等保有割合（％）
フィデリティ投信株式会社	192,400	8.58

(5) その他株式に関する重要な事項

記載すべき事項はありません。

3 新株予約権に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

名称	第1回新株予約権
発行決議の日	2015年6月30日
新株予約権の数	1,450個（注）1
保有人数	
当社取締役（社外役員を除く）	3名
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	当社普通株式 14,500株（注）5
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	460円（注）2、5
新株予約権の行使期間	2017年7月1日～2025年6月30日
新株予約権の主な行使条件	（注）3

（注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は10株であります。

但し、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生ずる1株未満の端数は、これを切り捨てて。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行（処分）株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行（処分）株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することはできない。
但し、当社取締役会の決議により特に行使が認められた場合はこの限りではない。
- ② 1個の新株予約権の一部を行使することはできない。
- ③ 新株予約権者は、当社取締役会の決議により別段の決定がなされた場合を除き、新株予約権の行使の時点において、当社または当社の子会社の取締役、監査役、執行役員またはこれらに準じる地位若しくは従業員（契約社員、嘱託社員及びパートタイマーを含むがこれらに限らない。）の地位にある場合に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。

- ④ 新株予約権者は、以下の事由が生じた場合には、かかる事由の発生時点以後本新株予約権を行使することができない。
- (1) 新株予約権者が、破産手続開始または民事再生手続開始の申立を受け、または自らこれらのうちいずれかの手続開始を申し立てた場合
 - (2) 新株予約権者が、当社の子会社の就業規則第46条各号に規定する事由に該当した場合及びこれらに相当する行為を行ったと当社取締役会の決議により判断した場合
 - (3) 新株予約権者が当社の事前の書面による承諾を得ないで当社または当社の子会社が営む事業と同一の事業または直接・間接に競争する行為（当該事業または行為を行う会社等の従業員、顧問、役員、相談役、代表者またはコンサルタントその他これと同等の地位を有する役職に就任することを含む。）を行った場合
- ⑤ 新株予約権者は、新株予約権に係る割当契約及び当社取締役会の決議にて別段の決定がなされた場合を除き、以下の区分に従って本新株予約権を行使する場合に限り、新株予約権を行使することができるものとする。
- (1) 当社の株式が日本国内における金融商品取引所（店頭売買有価証券市場を含む。）または外国の法令に基づいて設立された金融商品取引所に上場される日（同日を含まない。）までの間は、新株予約権を行使することができない。
 - (2) 当該上場日から起算して1年間は、割当てを受けた本新株予約権の25%に相当する数以下の新株予約権に限り、新株予約権を行使することができる。
 - (3) 当該上場日の1年後の応当日から起算して1年間は、割当てを受けた新株予約権の50%に相当する数以下の新株予約権に限り、新株予約権を行使することができる。
 - (4) 当該上場日の2年後の応当日から起算して1年間は、割当てを受けた新株予約権の75%に相当する数以下の新株予約権に限り、新株予約権を行使することができる。
 - (5) 当該上場日の3年後の応当日以降は、割当てを受けた新株予約権のすべてを行使することができる。
- 但し、当該上場日以降であって、新株予約権の行使期間が残り1年未満である場合には、新株予約権者は、前記(1)乃至(4)にかかわらず、その保有する新株予約権のすべてを行使することができる。なお、日本国内における金融商品取引所（店頭売買有価証券市場を含む。）または外国の法令に基づいて設立された金融商品取引所から上場審査の過程で本号の修正または廃止が必要な旨の指摘を受けた場合においては、当社は、当社取締役会の決議により本号を修正または廃止することができるものとする。
- ⑥ 前号の規定にかかわらず、新株予約権者は、インテグラル株式会社、インテグラル2号投資事業有限責任組合及びIntegral Fund II (A) L.P.（以下併せて「本組合ら」という。）がある時点において保有する当社株式のすべてを第三者に譲渡する旨の契約が締結されかつ、当該契約が実行される場合（当社株式に付された担保権の実行として行われる当社株式の全部の譲渡または処分がなされる場合を含む。以下「本エグジット」という。）であって、本組合らから請求があった場合には、当該請求の日から5営業日の間（但し、本エグジットの実行日までに限る。）は、新株予約権者は保有する新株予約権のすべてを行使することができるものとする。
4. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合、当該組織再編行為の効力発生の時点において行使されておらず、かつ、当社により取得されていない新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、当該新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイ乃至ホに掲げる株式会社（以下、総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、次の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付する。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。但し、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。

- ④ 新株予約権を行使することのできる期間
上記に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
 - ⑥ 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
(注) 2に準じて決定する。
 - ⑦ その他の新株予約権の行使条件並びに新株予約権の取得事由及び条件
新株予約権の行使条件は(注) 3に準じて決定する。
新株予約権の取得事由及び取得の条件は、当社取締役会の決議により定める日が到来することをもって、当該日までに本新株予約権者に対して既に交付した新株予約権の全部または一部を無償で取得することができる。なお、本新株予約権の一部を取得する場合には、当社取締役会の決議によりその取得する本新株予約権を定めるものとする。
 - ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。
 - ⑨ 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
5. 当社は、2018年1月4日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」を調整しております。

(2) 当事業年度中に当社使用人等に職務執行の対価として交付した新株予約権等の内容の概要

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2020年3月31日現在)

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
壺井成仁	代表取締役社長 C E O	株式会社femedia 代表取締役社長
江頭 渉	取締役 最高人事責任者(C H O)	人事総務部部長
横山周平	取締役 最高執行責任者(C O O)	株式会社femedia 取締役 店舗開発・F C事業部部長
濱田清仁	取締役	よつば総合会計事務所パートナー 株式会社キトー 社外監査役 メディカル・データ・ビジョン株式会社 社外監査役 株式会社TBIホールディングス 社外監査役 パリュエンスホールディングス株式会社 社外取締役監査等委員 すてきナイスグループ株式会社(現 ナイス株式会社) 社外取締役
久保雅継	取締役	インテグラル株式会社 ヴァイスプレジデント
中川信男	常勤監査役	
澄川恭章	監査役	インテグラル株式会社 C F O & コントローラー
谷口哲一	監査役	谷口法律事務所代表弁護士 信和株式会社 社外取締役監査等委員 株式会社ダイレクトマーケティングミックス 社外取締役

- (注) 1. 2019年6月28日開催の第6回定時株主総会において、壺井成仁、江頭渉、横山周平、濱田清仁、久保雅継の各氏は取締役に選任され就任しました。
2. 取締役濱田清仁氏は、社外取締役であります。
3. 常勤監査役中川信男、監査役谷口哲一の両氏は、社外監査役であります。
4. 取締役濱田清仁氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 常勤監査役中川信男氏は、上場会社の財務経理担当取締役経験者であり、財務及び会計の豊富な職務経験を有しております。
6. 監査役澄川恭章氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 監査役谷口哲一氏は、弁護士として、法的視点及び幅広い見識を有するものであります。
8. 当社は、株式会社東京証券取引所の定めに基づき、取締役濱田清仁、常勤監査役中川信男、監査役谷口哲一の各氏を、一般株主と利益相反を生じるおそれのない独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
9. 取締役久保雅継氏は、2020年7月29日開催の第7回定時株主総会終結の時をもって辞任により退任いたします。
10. 当社は執行役員制度を導入しております。2020年3月31日現在の執行役員の氏名・地位及び担当は次のとおりであります。

氏名	地位及び担当
横山恭平	執行役員 営業推進部部長
中野 律	執行役員 最高財務責任者(C F O)
小田尚江	執行役員 広報・IR部部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役は、会社法第427条第1項及び当社定款第29条及び第37条の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

(3) 事業年度中に退任した会社役員

氏名	退任日	事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
金子陽一	2019年 4月30日	辞任	取締役 最高執行責任者(COO) 経営企画・店舗開発部部长
鈴木 明	2019年 6月28日	任期満了	代表取締役社長 CEO 株式会社femedia 代表取締役社長

(4) 取締役及び監査役の報酬等

区分	支給人員	報酬等の額
取締役 (うち社外取締役)	6名 (1名)	33,842千円 (2,400千円)
監査役 (うち社外監査役)	2名 (2名)	7,050千円 (7,050千円)
合計	8名	40,892千円

(注) 当事業年度末の取締役の員数は5名、監査役の員数は3名ですが、うち取締役1名及び監査役1名は無報酬であり、上記支給人員には含んでおりません。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況及び当該兼職先との関係

区分	氏名	兼職先及び兼職内容	当社と当該兼職先との関係
取締役	濱田清仁	よつば総合会計事務所パートナー 株式会社キトー 社外監査役 メディカル・データ・ビジョン株式会社 社外監査役 株式会社TBIホールディングス 社外監査役 バリエンスホールディングス株式会社 社外取締役監査等委員 すてきナイスグループ株式会社 (現 ナイス株式会社) 社外取締役	特別の関係はありません。
監査役	谷口哲一	谷口法律事務所代表弁護士 信和株式会社 社外取締役監査等委員 株式会社ダイレクトマーケティングミックス 社外取締役	特別の関係はありません。

② 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	濱田清仁	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席し、主に公認会計士及び税理士としての専門的見地から適宜発言をしております。
常勤監査役	中川信男	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回、監査役会13回のうち13回に出席し、上場会社において重要な役職を歴任した経験を活かし、適宜発言をしております。 また、常勤監査役として書類の閲覧や事業所の往査等を行い、業務及び財産の状況を調査するほか、取締役等の職務執行を監視、検証しております。
監査役	谷口哲一	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回、監査役会13回のうち13回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から適宜発言をしております。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	31,000千円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	31,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人が監査業務を適切に遂行できないと判断されるとき、その他その必要があると判断されるとき、監査役会は、会計監査人の解任又は不再任の議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

6 業務の適正を確保するための体制及び運用状況に関する事項

当社は業務の適正を確保するための体制として、2015年11月17日の取締役会にて、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定める決議を行い、その後の改定を経て、2019年5月15日の取締役会にて一部改定いたしました。

現在、改定後の基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っており、その概要は以下のとおりです。

(1) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 全役職員が法令遵守はもとより、誠実かつ公正な企業行動を通じて社会的な責任を果たしていくことを明確にするとともに、役職員に周知徹底させる。
- ② 当社は、法令違反等その他コンプライアンスに関する早期発見、是正を図るため、内部通報窓口を設置する。
- ③ 代表取締役は、内部監査人を指名し、定期的に内部監査を実施し、職務の執行が法令、定款及び社内規程に準拠して行われているかを検証する。
- ④ 当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の法令等に基づき、適正な内部統制を整備・運用する。また、法令等に定められた開示は、適時適切に行う。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 「文書管理規程」等の社内規程に従い、取締役の職務執行に係る情報について、文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。
- ② 個人情報を含む情報資産を適切に保護するための対策を実施し、情報資産の管理を徹底する。
- ③ ディスクロージャー体制の強化により、迅速な情報開示に努めるとともに、経営の健全性と透明性を確保する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理規程に基づき「コンプライアンス委員会」が事業遂行に関わるリスクについて、適切に識別し、管理するために必要な措置を講じる。
- ② 不測の事態が発生した場合には速やかに「コンプライアンス委員会」を招集し、迅速かつ適切な対応を行い、損失・被害を最小限に止めるとともに、再発防止対策を講じる。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 定例取締役会を毎月1回開催するほか、機動的に意思決定を行うために、適宜、臨時取締役会を開催し、経営の基本方針・戦略の策定、重要業務の執行に関する決定及び業務執行の監督等を行う。
- ② 中期経営計画により、中期的な基本戦略、経営指標を明確化するとともに、年度ごとの利益計画に基づき、目標達成のための具体的な諸施策を実行する。

(5) 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、「関係会社管理規程」に基づき、当社子会社の経営成績その他の重要な事項について、当社へ定期的に報告を求める。
- ② 当社の取締役会は、「関係会社管理規程」に基づき、当社子会社の経営に関わる重要な事項を審議及び意思決定する。
- ③ 当社子会社の取締役は、当社の取締役会及び経営会議で決定された方針に基づき、所管する業務を執行する。
- ④ 当社は、企業理念及び「企業倫理規程」に定める企業行動基準に基づき、当社及び当社子会社のコンプライアンス体制の構築に努める。
- ⑤ 原則として毎年2回、内部監査人が当社子会社に対して業務監査を行う。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役（会）が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を置く。
- ② 監査役（会）の職務を補助する使用人の任命・異動等人事に関する事項については、監査役（会）の意見を尊重した上で行うものとし、指揮命令等について当該使用人の取締役からの独立性を確保する。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

- ① 取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し又は発生する恐れがあるとき、役職員による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役（会）が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、速やかに監査役（会）に報告する。
- ② 監査役は、定例重要会議への出席又は不定期の会議等において、経営の状態、事業遂行の状況、財務の状況、内部監査の実施状況、リスク管理及びコンプライアンスの状況等の報告を受けることができる。

(8) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役は、会計監査人や弁護士への相談に係る費用を含め、職務の執行に必要な費用を会社に請求することができ、会社は当該請求に基づき支払う。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するために、取締役会などの重要な会議に出席するとともに、稟議書その他重要な業務執行に関する文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求めることができる。
- ② 監査役（会）は、会計監査人、内部監査人と監査上の重要課題等について意見・情報交換をし、互いに連携して会社の内部統制状況を監視する。

(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社の各部門は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、全社的な統制活動及び各業務プロセスの統制活動を強化する。

(11) 反社会的勢力への対応

- ① 関係規程、マニュアル等を整備し、管理部を統括部署として、反社会的勢力の排除を推進する。
- ② 反社会的勢力からの不当要求に備え、平素から所轄警察署や顧問弁護士など、外部専門機関との密接な連携関係を構築する。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

当社では、「業務の適正を確保するための体制」に基づき、社内体制を整備するとともに、適正な運用に努めております。当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の適正及び効率性の確保に関する事項

当事業年度において、取締役会を14回開催し、重要な意思決定、職務執行の状況報告等について活発な意見交換が行われ、監督がなされており、実効性が確保されております。

(2) コンプライアンスに関する事項

当社は、定期的に「コンプライアンス委員会」を開催するとともに、内部通報窓口を設置して、問題の早期発見、早期解決に取り組んでおります。

(3) リスク管理に関する事項

当社は、リスク管理規程に基づき、「コンプライアンス委員会」が事業遂行に関わるリスクについて整備を行うとともに、活動状況に関し、適宜取締役会に対して報告を行っております。

(4) 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するために、「関係会社管理規程」に基づいて、子会社の状況について当社に報告させる体制としており、コンプライアンスの管理及びリスク管理をグループ全体に浸透させ、コーポレート・ガバナンスの実効を図っております。

(5) 監査役監査に関する事項

常勤監査役は、取締役会のほか、各委員会等に参加し、必要に応じ適宜意見を述べております。また内部監査人と定期的に情報交換を行っており、経営監視機能の強化及び向上を図っております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結計算書類

連結財政状態計算書 (2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額
(資 産 の 部)	
流 動 資 産	442,881
現金及び現金同等物	280,562
営業債権及びその他の債権	79,680
棚 卸 資 産	64,474
その他の流動資産	18,165
非 流 動 資 産	1,776,088
有形固定資産	85,490
使用権資産	351,375
の れ ん	650,260
無 形 資 産	490,843
その他の金融資産	141,924
その他の非流動資産	600
繰延税金資産	55,596
資 産 合 計	2,218,969

科 目	金 額
(負 債 の 部)	
流 動 負 債	851,709
営業債務及びその他の債務	60,101
借 入 金	330,000
未払法人所得税等	27,235
リ ー ス 負 債	169,686
その他の流動負債	264,688
非 流 動 負 債	364,536
借 入 金	130,000
リ ー ス 負 債	187,440
その他の非流動負債	10,593
引 当 金	36,503
負 債 合 計	1,216,245
(資 本 の 部)	
親会社の所有者に帰属する持分	1,002,724
資 本 金	92,708
資 本 剰 余 金	658,376
利 益 剰 余 金	251,680
自 己 株 式	△40
資 本 合 計	1,002,724
負 債 及 び 資 本 合 計	2,218,969

(注) 記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しております。

連結損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上収益	2,414,386
売上原価	1,442,026
売上総利益	972,360
販売費及び一般管理費	792,635
その他の収益	1,619
その他の費用	8,431
営業利益	172,912
金融収益	481
金融費用	7,568
税引前利益	165,825
法人所得税費用	53,263
当期利益	112,562
当期利益の帰属	
親会社の所有者	112,562
当期利益	112,562

(注) 記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しております。

連結持分変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	親会社の所有者 に帰属する持分 合計	資 本 合 計
2019年4月1日残高	82,085	655,491	152,690	－	890,266	890,266
会 計 方 針 の 変 更	－	－	△13,572	－	△13,572	△13,572
修正再表示後の残高	82,085	655,491	139,118	－	876,694	876,694
当 期 利 益	－	－	112,562	－	112,562	112,562
その他の包括利益	－	－	－	－	－	－
当期包括利益合計	－	－	112,562	－	112,562	112,562
新 株 の 発 行	10,623	4,127	－	－	14,750	14,750
自己株式の取得	－	－	－	△40	△40	△40
株 式 報 酬 取 引	－	△1,242	－	－	△1,242	△1,242
所有者による拠出及び 所有者への分配合計	10,623	2,885	－	△40	13,468	13,468
所有者との取引額合計	10,623	2,885	－	△40	13,468	13,468
2020年3月31日残高	92,708	658,376	251,680	△40	1,002,724	1,002,724

(注) 記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額
(資 産 の 部)	
流 動 資 産	445,209
現 金 及 び 預 金	267,820
売 掛 金	83,768
商 品	10,521
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	52,840
前 払 費 用	28,196
そ の 他	2,063
固 定 資 産	633,248
(有 形 固 定 資 産)	34,439
建 物 附 属 設 備	33,229
工 具 、 器 具 及 び 備 品	1,210
(無 形 固 定 資 産)	431,736
の れ ん	266,226
商 標 権	162,667
ソ フ ト ウ エ ア	2,843
(投 資 そ の 他 の 資 産)	167,073
関 係 会 社 株 式	5,000
繰 延 税 金 資 産	35,076
敷 金 及 び 保 証 金	127,621
貸 倒 引 当 金	△624
資 産 合 計	1,078,456

科 目	金 額
(負 債 の 部)	
流 動 負 債	638,186
買 掛 金	16,997
短 期 借 入 金	250,000
1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	80,000
未 払 金	47,017
未 払 費 用	115,579
未 払 法 人 税 等	26,302
未 払 消 費 税 等	44,397
前 受 金	4,091
預 り 金	10,546
賞 与 引 当 金	41,574
ポ イ ン ト 引 当 金	1,683
固 定 負 債	135,704
長 期 借 入 金	130,000
長 期 勤 続 給 付 引 当 金	5,603
そ の 他	101
負 債 合 計	773,890
(純 資 産 の 部)	
株 主 資 本	295,636
資 本 金	92,708
資 本 剰 余 金	650,708
資 本 準 備 金	87,708
そ の 他 資 本 剰 余 金	563,000
利 益 剰 余 金	△447,740
そ の 他 利 益 剰 余 金	△447,740
繰 越 利 益 剰 余 金	△447,740
自 己 株 式	△40
新 株 予 約 権	8,930
純 資 産 合 計	304,566
負 債 ・ 純 資 産 合 計	1,078,456

(注) 記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	2,407,437
売上原価	1,454,002
売上総利益	953,434
販売費及び一般管理費	928,576
営業利益	24,858
営業外収益	
受取利息及び配当金	1
受取出向料	12,549
受取手数料	1,292
助成金収入	860
その他	711
営業外費用	
支払利息	2,530
その他	912
経常利益	36,829
税引前当期純利益	36,829
法人税、住民税及び事業税	56,578
法人税等調整額	2,132
当期純損失	21,882

(注) 記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しております。

株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								新株予約権	純 資 産 計 合
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利益剰余金		自己株式	株主資本 合 計		
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利益剰余金	利益剰余金 合 計				
					繰越利益 剰 余 金					
当 期 首 残 高	82,085	77,085	563,000	640,085	△425,859	△425,859	－	296,311	16,668	312,979
事業年度中の変動額										
新 株 の 発 行	10,623	10,623	－	10,623	－	－	－	21,247	－	21,247
当 期 純 損 失	－	－	－	－	△21,882	△21,882	－	△21,882	－	△21,882
自己株式の取得	－	－	－	－	－	－	△40	△40	－	△40
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純 額)	－	－	－	－	－	－	－	－	△7,738	△7,738
事業年度中の変動額 合 計	10,623	10,623	－	10,623	△21,882	△21,882	△40	△675	△7,738	△8,413
当 期 末 残 高	92,708	87,708	563,000	650,708	△447,740	△447,740	△40	295,636	8,930	304,566

(注) 記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年6月11日

株式会社コンヴァノ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 木村 尚子 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 馬淵 直樹 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社コンヴァノの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、株式会社コンヴァノ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年6月11日

株式会社コンヴァノ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 木村 尚子 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 馬 淵 直 樹 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社コンヴァノの2019年4月1日から2020年3月31日までの第7期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会 監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第7期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門及びその他の使用人と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び営業店舗の業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の実務担当者から情報の収集を行い、子会社から定期的に事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年6月18日

株式会社ソコンヴァノ 監査役会

常 勤 監 査 役
(社外監査役) 中 川 信 男 ㊞

監 査 役 澄 川 恭 章 ㊞

社 外 監 査 役 谷 口 哲 一 ㊞

以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

Convano Flash

2020年3月期の取り組み

人材の採用・育成スキームを改善し、新規出店のための基盤づくりに注力しました。

繊細なデザインができる
ネイルプリンターを期間限定設置

4月



ファストネイル 渋谷店
リニューアルオープン



ファストネイル キラリナ京王吉祥寺店
移転リニューアルオープン

6月

経営体制の刷新

Pick Up

詳しくは
次ページにて▶

プロネイリスト育成のための 採用・研修施設を新設



女性の働き方を応援する プロネイリスト育成サロンを新設



10月

Pick Up

詳しくは
次ページにて▶

価格改定を実施

人材の確保と教育の充実を図り、
お客様によりよいサービスをご提供

11月



ファストネイル 静岡パルシェ店
グランドオープン

12月



ファストネイル 名古屋伏見駅店
グランドオープン

1月



ファストネイル ロコ国立店
グランドオープン

最高人事責任者（Chief Human Officer） を設け組織変更

従業員の採用・離職抑制を強化

3月



ファストネイル ペリエ千葉店
グランドオープン

Convano Flash

Pick Up

2019年10月

より多くの優秀な人材の採用のために

新人ネイリストの採用・研修施設をOPEN!
プロネイリスト育成サロンNAIL FLAPS
(ネイル フラップス) も併設

研修施設のキャパシティ拡大と利便性向上により多くの優秀な人材の採用が可能になりました。また併設の育成サロン「NAIL FLAPS」で実践的な経験を積むことにより、新人ネイリストの生産性向上のみならず、顧客満足度の向上をめざします。



Pick Up

2019年10月

よりよいサービス品質と人材育成のために

価格改定を実施

改定後もお客様にご愛顧いただき、引き続き来店客数、客単価ともに増加

来店客数(3Q比)

4%増



客単価(3Q比)

4%増



数字で見るConvano

2020年3月期平均

平均施術時間
(お客様の滞在時間)

53分
で安定稼働

ネイリスト1名あたりの
生産性(平均月商)

約83万円

業務の見直し、分業化により施術時間を大幅に短縮!高い生産性を実現しています。

自社予約システム
FASTNAIL TOWN会員数

45.3万人

自社予約システムの浸透により
広告宣伝費用の削減を継続的に推進

自社経由での予約

83.5%

自社オリジナルの予約システム「FASTNAIL TOWN」を持つことで、リピーター増加及びコスト削減を実現しています。

リピーター比率

87%



2020年3月末時点

コンヴァノの成長イメージ

ネイルサロン「FAST NAIL」を核に事業を拡大しております。
今後も時代の変化に順応しながら、成長してまいります。

1

人材の採用・育成及び 働き方改革のさらなる推進

- ▶ 幅広いターゲット×採用プロセスの改善
- ▶ 教育・研修のブラッシュアップ
- ▶ 社員のエンゲージメントの向上

2

出店戦略

- ▶ 既存店の収益力強化
 - 適性配属人数の維持
 - 店舗キャパシティの増強
- ▶ 既存エリアへの出店やリロケーション
 - 優良な商業施設内での出店に厳選
 - 地域密着型・小規模モデルロコの出店検討
- ▶ 新規エリアへの出店
 - 大都市圏を中心に出店エリアを拡大
- ▶ 将来のFC展開に向けた基盤構築

新規エリア
新規出店

既存エリア
新規出店

既存店
収益力強化

ネイル事業



従来の常識や既存概念にとらわれないビジネスモデルを構築し、ネイルサロンをチェーン展開



店舗ブランド



Legaly

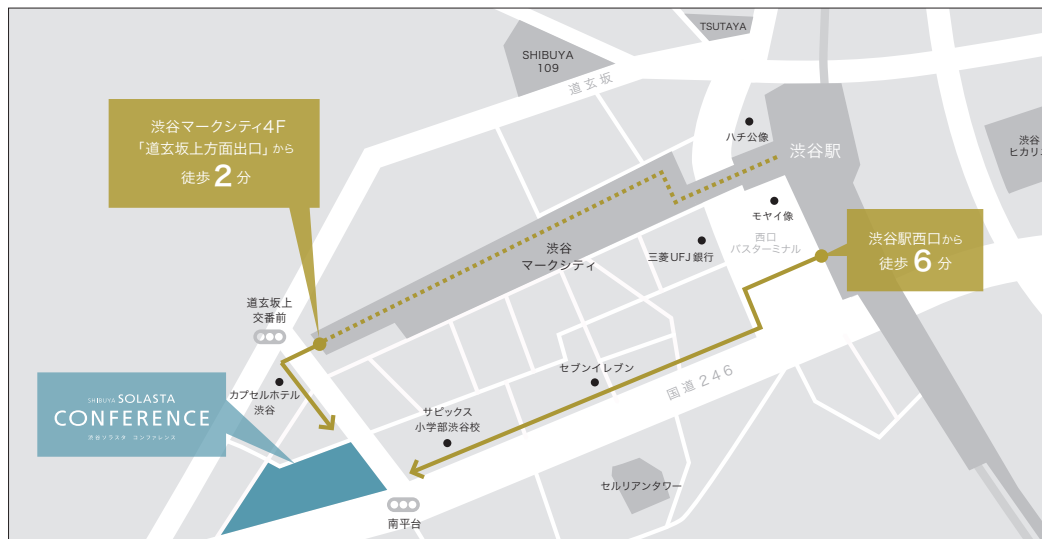
物販販売ブランド

メディア事業



ファストネイルをはじめ大手主要ネイルサロンにおいて、企業の販促やマーケティング活動を支援する広告事業を展開

株主総会会場ご案内図



会場

東京都渋谷区道玄坂1-21-1
渋谷ソラスタ 4階
渋谷ソラスタ コンファレンス 4D

アクセス

- JR・東京メトロ・私鉄各線「渋谷」駅 西口より徒歩6分
渋谷マークシティ4F「道玄坂上方面出口」から徒歩2分

※開催場所が前年と異なりますので、お間違えのないようお願い申し上げます。
※株主総会ご出席の株主様へのお土産をご用意しておりますので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。
※ご来場に際しましては、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

COVID-19（新型コロナウイルス感染症）に関するお知らせ

- COVID-19（新型コロナウイルス感染症）が流行しておりますが、株主総会にご出席される株主様におかれましては、株主総会開催日時点の流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染予防及び拡散防止策にご配慮いただきご来場くださいますようお願い申し上げます。体調のすぐれない株主様におかれましては、どうぞご無理をなさらぬようお願い申し上げます。
- 運営スタッフは、マスクを着用してご対応させていただきます。
- 今後の流行状況により、感染予防及び拡散防止のための新たな措置を講じる場合は、当社ウェブサイト（<http://www.convano.com/>）に掲載いたしますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。



本社所在地：
東京都渋谷区桜丘町22番14号
N.E.S.ビルS棟 B3F